

製品及びサービス条件

本製品及びサービス条件は、当社の全製品に適用される Clarivate 規約を補足するものであり、当社のプラットフォームやウェブサイトを通じてアクセスされる特定の製品、又は注文書、作業明細書、その他の注文書類（総称して「注文書」といいます）に記載されている特定の製品に適用されます。以下に記載のない製品の注文を行った場合又はアクセスを行っている場合、お客様の注文に本製品及びサービス条件は適用されません。「当社」及び「Clarivate」とは、注文書に記載される Clarivate の企業体をいい、「お客様」とは、注文書に記載されるお客様の企業体をいいます。本製品及びサービス条件に定義のない用語は、Clarivate 規約で定義されている意味を有します。

IP Maintenance Services

1. 定義

- a. **契約年**とは、支払開始日から始まる 12 か月間の各期間をいいます。
- b. **更新通知**とは、お客様又はお客様が指定した者に対して更新期間についての指示を求める正式な書面による通知をいいます。
- c. **権利**とは、本合意の条件に従って当社が更新する特許、商標、及び／又はその他の知的財産をいいます。
- d. **サービスガイド**とは、本サービスに含まれる様々な項目内容を記載し、各当事者の義務、期限、及びその他の事項について定めた文書をいいます。
- e. **支払開始日**とは、本合意の条件に従って、当社が本サービスを提供する責任が発生する日をいいます。以下第 4 項に詳細が述べられています。

2. サービス お客様による料金の支払い及び以下に定めたお客様の責任の遵守を条件として、当社は、商業的に合理的な技術及び注意をもって、サービスガイドに記載された手順及びプロセスに従い、お客様又はお客様の正規代理人の指示に基づき権利の更新（「更新」といいます）を行うために、第三者に対する連絡及び金額の支払い（該当する場合、関連する情報の提出、及び／又はその他の方式への準拠）を、お客様を代理して実施します（「本サービス」といいます）。

3. 法律事務所及び特許事務所 お客様が弁護士又は法律事務所である場合（該当する場合弁理士と特許事務所も含み、以下同様とします）、お客様は、お客様の顧客の利益のために本サービスを使用することができます。お客様が自身の法律事務所又はその他の第三者の紹介者を通じて当社に紹介された場合、当社は、かかる法律事務所／第三者の紹介者に対し、料金、コミッション、ボーナス、又はその他何らかの支払など、1つ又は複数の種類の金銭的支払いを行うことが出来るものとし、お客様は当社のような支払いに同意するものとし、これらの支払いは、かかる紹介に関するもの、及び当社が本サービスを実行するためのお客様の法律事務所又は第三者の紹介者によるサポートサービスに関するものです。このサービスには、事務業務、お客様の法律事務所／第三者の紹介者と当社との間におけるデータの移転、保護、及び管理、案件に関する正確なデータ及び記録の継続的な維持、並びに本サービスに関する日常的な問い合わせに対応するための人員及びその他のリソースの提供を含みますが、これらに限りません。当社がお客様の法律事務所／第三者の紹介者、又はその他の担当者と共に業務を行う場合、それらの者はお客様の正規代理人として業務を行うものであり、当社はお客様の代理人によるサービスに対して責任を負いません。

4. 支払開始日

- a. 当社は、お客様と別途書面で合意した場合を除き、注文書に記載された支払開始日に本サービスの提供を開始します。ただし、(i) お客様が自己の責任を遵守し、(ii) 該当する場合、お客様の IP ポートフォリオ管理ソフトウェアと当社システム間のインターフェイスが完全に統合され、正常に機能しており、さらに (iii) お客様が当該権利に関するその他の IP Maintenance Services を解除済みであることを条件とします。当社は、支払開始日の前に本サービスを提供する責任を負いません。注文書に記載された「**契約期限日**」を過ぎてから、お客様の注文書及び／又はお客様

のデータが当社に提供された場合、当社の裁量に基づき支払開始日を変更できるものとします。この場合、変更した支払開始日をお客様に通知します。

- b. 当社が、実装の完了又は支払開始日に先立って本サービスを提供する場合は、当社の裁量により当社の標準的業務プロセスの例外として、お客様が提供した指示、情報、データ及び文書のみで依拠して当該サービスを提供していることを、お客様は認識するものとします。お客様は、本権利を登録及び更新するために必要な、支払開始日の前に支払期限が到来する全ての支払いが既に完了していることを確認するものとします。お客様は、例外的なプロセスを行うことにより発生する全ての緊急料金（以下に定義します）を支払うことに同意するとともに、不払いを理由として支払開始日の前に失効する又は既に失効した案件について当社の責任を問わないことに同意するものとします。

5. 責任

- a. お客様は、本合意、Clarivate 規約、及びサービスガイドの規定に基づく義務を遵守し、お客様の正規代理人にかかる義務を遵守させる責任を負います。お客様又はお客様の正規代理人は、関係する第三者（例えば特許商標庁）により設定された期限内に当社が本サービスを実施するために、最新かつ正確で、両当事者が合意した形式により、明確で完全な指示、情報、データ、及び文書を、適切なタイミングで当社に提供しなければなりません。当社は、書面又は当社が承認したオンラインシステム若しくは電子的インターフェイスを通じて提供された指示、情報、データ、及び文書にのみ拘束されるものとします。お客様又はお客様の正規代理人（本サービスに関連して、当社に対して指示、情報、データ、及び文書を提供するようにお客様が指示した法律事務所又は第三者の紹介者を含みます）が当社に提供する全ての指示、情報、データ、及び文書の正確性、完全性、及び適切なタイミングでの提供に当社は依拠するものであり、お客様はこれらに責任を負うものとします。お客様はまた、お客様を通じて当社の製品及びサービスの利益を享受した第三者が何らかの請求を申し立てた場合、かかる請求に対して責任を負い、それに関して発生した損害について当社に払い戻すものとします。
- b. お客様が上記 5a. に基づくお客様の責任又は義務を遵守しない場合（お客様又はお客様の正規代理人が期限に遅れた場合、当社に対し不完全、不正確、又は不明確な指示、情報、データ、又は文書を送付した場合、当社に対して指示、情報、データ、又は文書を提供しなかった場合、又は前項で定めたお客様のその他の責任を遵守しなかった場合を含みますが、これらに限りません）、当社は、かかる原因により発生し得るいかなる損失に対しても責任を負わず、お客様の権利を保全、保護、又は回復するための行為を行う義務を負わないものとします。上記にかかわらず、当社が自らの裁量に基づき何らかの措置を取る場合、お客様は、かかる措置により発生する全ての費用及び料金を当社に払い戻すものとします。
6. 期間 本サービスは支払開始日に開始し、いずれかの当事者が理由の如何を問わず 180 日前までに書面での通知により適法に終了しない限り、有効であるものとします。

7. 料金及び請求書発行

- a. 当社が本サービスについて請求する料金は、以下に記載する要素で構成されます。
- サービス料** 本サービスの提供を管理する上で必須の、システム、プロセス、及び人員といった主要なサービスに対する料金です。サービス料の金額は、更新の対象である権利の見積数を元に、注文書に記載されます。
 - オフィシャルチャージ** 各法域の登録機関から請求される料金であり、随時変更されません。これには、（該当する場合）期限後に更新料の支払い又は更新書類の提出をするために、関連する登録機関から請求される料金も含まれます。
 - カンントリーチャージ** 特定の法域における更新を実施するために必要なインフラ、人員、プロセス、及び第三者（必要な場合）の料金です。現在適用される当社のカンントリーチャージの料金表（随時更新されます）は、ご要望に応じて提供します。
 - 緊急料金** お客様が自らの責任を遵守しなかったこと、又は、お客様の当社に対する指示の結果として発生した、何らかの緊急若しくは遅延の料金をいいます。

当社は、(i) 5%又はお客様の所在国における消費者物価指数（若しくはこれと同様のもの）のいずれか高い方を超えない範囲で、契約年 1 年につき 1 度、又は (ii) お客様に対し 6 か月前の通知

を行うことにより、サービス料及び緊急料金を増額できるものとします。オフィシャルチャージ及びカンントリーチャージは、通知なしに随時変更されます。

- b. 当社は、注文書に記載した通貨で請求書を発行し、お客様はかかる通貨で料金を支払うものとします。オフィシャルチャージ、カンントリーチャージ、及び/又は本サービスに関して当社がお客様を代理して支払う他の料金の通貨が注文書の通貨と異なる場合、かかる料金は、当社の Clarivate 通貨換算レート表に基づき換算するものとします（「ファンドマネジメントチャージ」といいます）。ファンドマネジメントチャージには、更新料の支払い、為替変動リスク、及び銀行手数料など、グローバルな取引の管理費用が含まれます。
- c. 当社は各更新通知をもって、合計料金の見積もりを通知します。ただし、この金額はあくまでも見積もりであり、お客様は、オフィシャルチャージの変更、カンントリーチャージ、追加サービスの料金、ファンドマネジメントチャージ、追加の緊急料金、又はその他の料金など、いずれかの更新期限に先行する 40 日以内に当社が受領した指示、情報、データ、又は文書に関して生じる追加の費用及び料金を支払う責任を負います。請求金額は全て支払わねばならないものであり、返金されません。当社が自己の裁量に基づき請求額の調整又はお客様への返金を選択する場合、当社は、かかる問題に対応するための時間、費用、及び経費を反映した金額を請求し、又はかかる金額を維持する権利を留保します。
- d. **リベート** 当社の料金及び商業的ビジネスモデルは、当社による本サービスの提供を通じて当社が第三者から受領する可能性があるリベート、割引、又はコミッション（「リベート」といいます）を反映して算定されています。お客様は、当社が受領する可能性があるリベートに対し、一切の権利を持たず、クレームを申し立てることもできません。
- e. 注文書において何らかの料金の前払いが必要とされている場合、関連する更新通知に記載された更新日のうち最初の更新が到来する日から少なくとも 10 営業日前（お客様の所在国における 10 営業日前）までに、かかる料金の全額が Clarivate のプロフォーメインボイスで指定された銀行口座に振り込まれた場合のみ、当社は本サービスを実施する義務を負うものとします。
- f. 当社はお客様のご要望に従い、お客様のベンダー請求システムに対応できるように努力します。ただし、お客様は当社に対し、当該システムに必要な事項の全てを記載した書面を提供しなければなりません。必要事項に何らかの変更があったときも同様とします。お客様は、お客様のベンダー請求システムで請求書を処理するために必要な全ての情報を提供しなければならず、さらに、該当するサービスガイドに記載された事項を遵守しなければなりません。これは、案件番号及び担当者情報を提供することも含みます。当社がお客様のベンダー請求システムにアクセスするために発生した追加費用は、お客様に請求されます。当社がお客様のベンダー請求システムを使用できない場合、又は当該システムにおいて請求書が処理できない場合でも、お客様は請求書の支払いに対して責任を負うものとします。

8. 責任

- a. 当社がデータ検証サービスを提供する範囲において、かかる検証は、データ抽出の時点で、第三者データソースが正確である程度においてのみ、正確であるものとします。当社は、当社が第三者データソースに依拠したことにより生じたいかなるエラー又は欠落に対しても責任を負いません。
- b. 当社は法律事務所又は特許事務所ではなく、当社のサービスは法的アドバイスではありません。
- c. 当社は、当社の管理範囲を超える第三者の業務実施又はコンプライアンス（以下を含みますが、これらに限りません）について、責任を負いません。(i) お客様の IP ポートフォリオ管理ソフトウェア及び第三者の IP 管理システム（当社サービスとの統合が可能である場合であっても）、(ii) お客様の正規代理人又はお客様が希望した出願代理人のいずれか、(iii) お客様の権利の更新を登録又は発効させる責任を負う公的な登録機関による遅延、エラー、若しくは脱落、又は (iv) 本契約の範囲外の何らかの義務。お客様は、本サービスに関連して発生した請求を譲渡又は移転することはできません。これは、当該請求の発生事由が契約、不法行為、又はその他であるか否かに関わりません。

9. **年間最低金額** お客様は、注文書に記載されたサービス料合計の最低金額が契約年ごとに請求されることに、同意するものとします。各契約年において請求された実際のサービス料が年間最低金額に満たない場合、請求された実際のサービス料と年間最低金額との差額の請求書がお客様宛に発行されます。お客様はこれを支払うことに同意するものとします。
10. **準拠法** 注文書に別途記載された場合を除き、お客様の郵便物送付宛先住所が北米又は南米に所在する場合は米国バージニア州法を準拠法、バージニア州裁判所を管轄裁判所とし、お客様の郵便送付宛先住所が北米又は南米以外に所在する場合は、イングランド及びウェールズ法を準拠法、イングランド裁判所を管轄裁判所とします。

最終更新：2021年11月